



2024年1月10日(水)
一般財団法人建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部

令和6年能登半島地震に係る建設キャリアアップシステムの運用について

令和6年能登半島地震で亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

今般の災害を受け、建設キャリアアップシステムの運用に関し、以下の特例措置を設けることとしましたのでご連絡いたします。

記

1. 特例の対象

本災害で災害救助法の適用を受けた新潟県、富山県、石川県及び福井県内に、CCUS上で

- ①「現場事務所住所」を登録している現場（以下「対象現場」という。）
- ②「所在地」を登録している事業者（以下「対象事業者」という。）

を適用対象とします。

2. 適用開始日

2024年1月1日（月）

3. 特例措置

（1）直接入力による就業履歴の事後登録・修正が可能な期間の延長

直接入力（下記 URL の「3. 就業履歴の蓄積」参照）による就業履歴の事後登録・修正が可能な期間は、通常では当該就業日の翌月末までとなっておりますが、対象現場においては、4月30日までの就業履歴については、一律で6月30日までとします。また、API連携認定事業者が提供するシステムを利用している場合であっても、同様にCCUSにログインし直接入力を行うことが可能です。

なお、災害に対応して新たに現場を登録する際の手順は、以下のとおりです。

URL:<https://secure.okbiz.jp/faq-ccus/faq/show/3613>

(2) 管理者 ID 利用料及び現場利用料の未納事業者への特例

対象事業者が管理者 ID 利用料及び現場利用料を期限までに納入しない場合、システムへのログインができなくなりますが、お問い合わせフォームよりお申し出をいただければ、システムを再開いたします。未納分につきましては、固定割当口座宛に6月30日までに入金してください。

(3) 事業者登録の更新可能期限の延長

対象事業者のうち、5月31日までに更新期限を迎える事業者の更新手続きが可能な期限を6月30日まで延長します。(この場合であっても更新後の有効期限は、これまでの有効期限の翌日から5年間となります。)

【参考】認定登録機関の対応状況

被災県の認定登録機関については、通常どおり対応しています。

新潟県：新潟県行政書士会

富山県：富山県行政書士会

石川県：石川県建設キャリアアップ支援協会

福井県：一般社団法人 福井県外国人支援センター

本災害に関するお問い合わせフォーム（本特例措置に関するもののほか、CCUSカードが届かないなど、本災害に関連する問い合わせ全般に対応）

<https://www.ccus.jp/contact>

※上記、お問合せフォームを開いていただきましたら

1. 【問い合わせ内容】で「⑪その他（上記以外）」を選択ください。
2. 「お問い合わせ担当者情報」で、各項目に情報をご入力ください。その際、「会社名」の欄において、会社名に続けて、「令和6年能登半島地震の件」と入力してください。 **記載例：〇〇建設「令和6年能登半島地震の件」**
3. 「具体的なお問い合わせ内容」に必要事項をご入力下さい。

以上